

横浜市記者発表資料

令和8年10月1日
教育委員会事務局
教職員企画部

教職員の懲戒処分について

1 概要及び処分内容

1	所 属	横浜市中学校
	被 処 分 者	教諭（男性 20代）
	処 分 日	令和8年10月1日
	処 分 内 容	停職6月
	監 督 者 責 任	校長・文書訓戒
	概 要	当該教諭は、令和8年6月2日から30日までの間、生徒と通信アプリで私的なやりとりを行った。当該教諭が送信したメッセージには、セクシュアル・ハラスメントに該当する内容が含まれていた。

2	所 属	横浜市立小学校
	被 処 分 者	技能職員（男性 50代）
	処 分 日	令和8年10月1日
	処 分 内 容	停職1月
	監 督 者 責 任	校長・厳重注意
	概 要	当該職員は、令和6年1月21日、令和6年3月17日及び令和7年1月29日に、個人宅敷地内にタイヤ等の廃棄物を投棄し、令和8年7月16日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金30万円の略式命令を受けた。

※本処分については、令和8年10月5日付横浜市報に登載予定です。

2 教職員企画部長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

本市の教育行政に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教職員人事課 Tel：045-671-3244